

## 愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）

### 1 総則

#### (1) 趣旨

この基準は、コンピューターとネットワーク（インターネット）を利用した入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う愛媛県（以下「県」という。）が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る入札（以下「電子入札」という。）手続について、円滑かつ適切に運用できるようその取扱いを定めるものである。

#### (2) 適用範囲

この基準は、県の発注機関（以下「発注機関」という。）が、あらかじめ電子入札で行うものとして指定し公表した案件に適用する。

#### (3) 電子入札に参加できる者の基準

電子入札に参加できる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、電子入札システムの利用者登録をしている者とする。

#### (4) 電子入札実施の考え方について

この基準が適用される案件は、電子入札システムで入札手続きを処理するものとし、原則として従来の書面による入札（以下「紙入札」という。）は認めない。

### 2 利用者登録

電子入札システムを利用しようとする入札参加資格者は、次の手順により利用者登録を行うものとする。なお、利用者登録を行うためには、別途公表する民間の電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得しなければならない。

#### (1) ICカードの基準

電子入札システムを利用することができるICカードは、入札参加資格者本人若しくは法人の場合にあっては代表者又はこれらの者から入札権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「入札担当者」という。）の名義であるICカードでなければならない。

#### (2) 登録の手順

ア 電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、愛媛県電子申請システム（以下「手のひら県庁」という。）又は持参、郵送等により電子入札システム利用者登録申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、申請内容と入札参加資格者名簿等を確認し、電子入札システム利用者登録確認書（様式2）により、「業者ID」及び「パスワード」を発行するものとする。

ウ 電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面において利用者登録を行うものとする。

エ 利用者登録に必要な「登録番号」は、発行された「業者ID」の下10桁とする。

### (3) 登録の変更等

「業者ID」及び「パスワード」の発行を受け、電子入札システムを利用している者が、新しくICカードを取得した場合は、発行済の「業者ID」及び「パスワード」を用いて電子入札システムによりICカードの登録手続きを行い、手続き完了後速やかに「手のひら県庁」又は持参、郵送等によりICカード変更（追加）通知書（様式3）を知事に提出するものとする。

（新しくICカードを取得する場合の例示）

ICカードの情報（名義人等）を変更する場合、同名義のICカードを追加する場合、ICカードの有効期限切れにより更新を行う場合等

### (4) 「業者ID」又は「パスワード」を紛失した場合の取扱い

入札担当者は、県から発行された「業者ID」又は「パスワード」を紛失した場合は、業者ID・パスワード再発行申請書（様式4）を「手のひら県庁」又は持参、郵送等により提出し、業者ID発行通知書の再発行を受けるものとする。

### (5) ICカードが失効した場合の取扱い

電子入札システムを利用することができるICカードの名義人が、入札参加資格者である企業等に属さないこととなったこと等により当該ICカードが失効した場合、当該ICカードによる電子入札システムの利用を認めない。

### (6) ICカード連絡先情報の変更

入札担当者が登録を行ったICカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札担当者が随時変更することを認めるものとする。

### (7) ICカード不正使用等の取扱い

入札担当者が次に掲げるICカードの不正使用等をした場合、発注機関の長は、当該入札担当者が属する入札参加資格者について、当該入札への参加を認めないことができる。また、落札後に不正使用等が判明した場合、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができ、契約締結後であれば、契約の進捗状況を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

なお、いずれの場合においても、不正使用等があったと認められる場合には、不正使用等を行った入札参加資格者について、入札参加資格停止の措置を行うことができる。

ア 他人のICカードを取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

ウ その他、明らかにICカードを不正使用したものと認められる場合

## 3 案件登録

### (1) 案件登録の扱い

発注機関の長は、電子入札を行う旨を決定した案件については、速やかに電子入札システムに必要な情報を登録するものとする。

### (2) 登録情報の修正等

一般競争入札における公告日又は指名競争入札における入札通知日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合、発注機関の長は、速やかに修正を行い、案件名称に修正日、修正箇所等の表示を行うものとする。この場合、既に入札書等の提出済みの者がいる場合、確実に連絡が取れる方法で連絡を行い、変更した旨を伝えるものとする。

なお、電子入札システムの設計上変更できない項目に錯誤があった場合、当該錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行い、当該案件名称を「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等に変更し、錯誤案件である旨を入札担当者に示した後、新規の案件として改めて登録するものとする。この場合において、既に入札書等の提出があった入札担当者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼するものとする。

### (3) 県側の事由による紙入札への切替え

発注機関の長は、特段の事由により電子入札から紙入札へ変更する場合には、当該案件名称に「(紙入札に変更)」と追記し、以降当該案件に係る電子入札システム処理は行わないものとする。

## 4 添付書類等の取扱い

一般競争入札への参加申請書に添付する書類及び入札書に添付して提出する書類（以下「添付書類等」という。）は、原則として電子ファイルとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。

ただし、添付書類等の特性により、発注機関の長が、紙媒体による提出が必要と認める場合、紙媒体による提出を求めることがある。

### (1) 電子ファイルの作成基準

電子ファイルによる提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないようにするものとする。

また、パスワードを設定したファイルやマクロを使用したファイルは、電子入札システムのセキュリティ機能において情報が除去される可能性があることから、使用は認めないものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word2010により読み込み可能なバージョンでの保存
Microsoft Excel	Excel2010により読み込み可能なバージョンでの保存
その他のアプリケーション	PDFファイル（AdobeReaderXIにより読み込み可能なバージョンで作成のもの） 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）

	上記に加え特別に認めたファイル形式
圧縮ファイル	ZIP形式（圧縮対象の電子ファイルは、上記のファイル形式のもののみとする。）

なお、入札担当者は、提出するすべての電子ファイルについて、提出前に、汎用的に使用されているウイルス対策ソフトを利用し最新の定義ファイルによるウイルスチェックを確実に実施し、ウイルス感染がないことを確認した上で提出するものとする。

## (2) 添付書類等の容量制限

電子ファイルとして提出する添付資料等の容量が3メガバイトを超える場合、電子入札システムを利用して提出せず、紙媒体、CD-R等の書換えのできない電子媒体に記録したものを持参、郵送等により提出するものとする。

## (3) 郵送等による取扱い

ア 添付書類等を郵送等により提出するときは、入札担当者は、電子入札システムを利用し、発注機関の長に提出書類通知書(様式5)を送信するものとする。

イ 添付書類等の提出の締切は、電子入札システムを利用した場合の提出締切日時と同一とする。また、郵送等は、必ず郵便書留等、配達記録が残るものを利用するものとする。

## (4) ウイルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウイルス感染があった場合、発注機関の長は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札担当者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札担当者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送等による再提出が行われた場合、発注機関の長は郵送等された添付書類等の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

# 5 入札書等の取扱い

## (1) 有効な入札書等

入札書は、次の要件を満たすものを有効なものとして取り扱う。

ア 入札書提出締切日時までに提出されたもの

イ 入札金額及び電子くじ入力番号が入力されたもの

ウ 添付書類等の添付を必要とする場合にあっては、これが添付されたもの

## (2) 入札書提出前の辞退

入札担当者は、入札書の提出前であれば、入札を辞退することができる。この場合、入札担当者は、電子入札システムにより入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。

## (3) 入札書提出後の撤回等

電子入札システムにより提出された入札書及び添付書類等は、原則として変更又は取消しすることを認めない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、当該入札担当者に係る入札参加資格者が入札参加資格を喪失した場合は、入札書を無効扱いとする。

#### (4) 入札書未到達の場合の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札システムのサーバーに未到達の場合は、当該入札担当者は入札を辞退したものとみなす。

#### (5) 入札担当者の責任範囲

電子入札では、入札書や添付資料等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。

なお、電子入札システムではこれらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示する。この受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないため、再度処理を行う必要がある。

#### (6) 入札書提出時の留意点

入札書の提出に当たっては、次の点に留意すること。

ア パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと。

イ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面を印刷して確認すること。

## 6 開札

### (1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札方式による入札者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して落札者決定を行うものとする。

### (2) 開札時の立会い

入札担当者は、開札に立ち会うことができる。

入札担当者が、開札の立会いを希望しないときは、発注機関の長は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

### (3) 開札処理が長引いた場合

やむを得ない事由により、開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延する場合、発注機関の長は、必要に応じ、当該案件に入札書を提出している入札担当者全員に電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

### (4) 開札の延期

やむを得ない事由により、開札を延期する場合は、発注機関の長は、電子入札システムその他適当な手段により、入札担当者全員に開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

### (5) 開札の中止

やむを得ない事由により、開札を中止する場合は、発注機関の長は、電子入札システムその他適当な手段により、入札担当者全員に開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

### (6) くじになった場合の取扱い

- ① 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合には、電子くじにより落札者の決定を行うものとする。
- ② 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻から算出される数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。
- ③ 電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札者の決定を保留し、別途、入札参加者立ち会いのもとに紙入札方式と同様の方法にて、くじを実施するものとする。

#### (7) 2回目以降の入札

開札の結果、落札者がいないときは、速やかに、入札者を対象に2回目以降の入札を行うものとし、入札書提出期限及び開札予定日時（以下「入札書提出期限等」という。）を電子入札システムにより通知するものとする。

紙入札を行った入札参加資格者には確実に連絡の取れる方法で連絡を行うものとし、入札書提出期限等は、電子入札システムを利用した場合の提出期限と同一とする。

#### (8) 落札者がいないときの随意契約

2回目以降の入札の結果、落札者がいない場合において、随意契約に付するときは、見積書提出期限及び開封予定日時（以下「見積書提出期限等」という。）を電子入札システムにより通知するものとする。

紙入札を行った入札参加資格者には確実に連絡の取れる方法で連絡を行うものとし、見積書提出期限等は、電子入札システムを利用した場合の提出期限と同一とする。

### 7 紙入札承諾の基準

#### (1) 入札手続の当初から紙入札での参加を認める基準

入札参加資格者は、次の事由により紙入札による参加をしようとする場合、一般競争入札等の参加申込書、入札書等の受付期間内に、発注機関の長に紙入札方式参加承認申請書（様式6）を提出するものとし、発注機関の長は、当該申請が適当であると認めたときは、紙入札方式参加承認書（様式7）により、当該入札参加資格者の紙入札による参加承認を通知するものとする。

ア WTO対象案件において、紙入札を希望する場合

イ 入札担当者にやむを得ない事由があると認められる場合

（やむを得ない事由の例示）

ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合で、当該入札担当者において登録している他の有効なICカードがないとき

#### (2) 入札手続の途中で電子入札から紙入札への変更を認める基準

入札参加資格者は、電子入札による手続の開始後、紙入札による参加に変更しようとする場合、速やかに発注機関の長に紙入札方式移行承認申請書（様式8）を提出するものとし、発注機関の長は、当該申請がやむを得ないと認めたときは、紙入札方式移行承認書（様式9）により、当該入札参加資格者の紙入札による参

加への変更承認を通知するものとする。

(やむを得ない事由の例示)

システム障害により締切に間に合わない場合、又は、入札手続の途中で IC カードが失効、破損等で使用不可となった場合で、当該入札担当者において登録している他の有効な IC カードがないとき

### (3) 紙入札に移行する場合の取扱い

発注機関の長は、前 2 項の規定により、紙入札を認めた場合、速やかに当該入札参加資格者を紙入札業者として登録するものとし、当該入札参加資格者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続は要しないものとする。

### (4) 紙入札方式による提出期限について

電子入札案件に紙入札方式で参加する場合の参加申請書の提出期限は、電子入札の場合の提出期限と同じとし、提出期限までに当該案件の発注機関に必着とする。

また、紙媒体による入札書の提出方法は、当該案件の発注機関が指定した開札日時までに指定した場所に提出するものとする。

### (5) 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式で入札手続を開始した後の電子入札への移行は認めないものとする。

## 8 連絡事項確認

発注機関の長は、入札担当者に対し、電子入札の手続等に関して通知を行う場合、電子メールや電子入札システムの各通知機能により情報を提供するものとする。

連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続の不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

## 9 入札情報の取扱い

### (1) 電子入札対象案件の明示

発注機関の長は、電子入札対象案件の一般競争入札における公告又は指名競争入札における入札通知（以下「入札公告等」という。）には、電子入札対象案件である旨を明示しなければならない。

### (2) 入札公告登録

入札公告等を行う発注案件においては、公告日の前日までに、入札情報公開システム（インターネットを利用し、発注情報や落札結果等を公開するシステム）に登録するものとする。

### (3) 入札結果登録

発注機関の長は、電子入札によるすべての発注案件に関する入札結果については、落札者決定後速やかに入札情報公開システムに登録するものとする。

## 10 システム障害等の取扱い

### (1) 入札担当者側のシステム障害時

入札担当者側のシステム上の障害等により、一部の入札担当者が電子入札を行うことができない場合には、7の(2)の規定により電子入札から紙入札へ変更するものとする。

### (2) 県側のシステム障害時

県側のシステム等に障害が発生して、すべての入札担当者が利用不可となった場合には、発注機関の長は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更(延長)を行い、電子入札システム及び電子入札システム以外の方法(電話、FAX等)により、入札担当者に必要な事項を連絡するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、発注機関の長は、紙入札に変更するものとし、電子入札のホームページ等による公表を行うものとする。

### (3) その他のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札担当者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、発注機関の長は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への変更等の措置を講じるものとし、電子入札システム及び電子入札システム以外の方法(電話、FAX等)により、入札担当者に必要な事項を連絡するものとする。

## 11 随意契約への準用

1から10までの規定(6の(8)を除く。)は、随意契約の場合に準用するものとする。

附 則

この運用基準は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

1 この運用基準は、平成22年7月13日から施行する。ただし、1の(4)の改正規定は、同年9月1日から施行する。

2 改正後の愛媛電子入札運用基準(製造の請負等編)1の(4)の規定は、平成22年9月1日以降に入札公告を行った一般競争入札及び同日以降に入札通知を行った指名競争入札について適用し、同日前に入札公告を行った一般競争入札及び同日前に入札通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

1 この運用基準は、平成26年7月1日から施行する。

2 この運用基準は、この運用基準の施行の日以降に入札公告等を行う物品の購入等について適用し、同日前に入札公告等を行った物品の購入等については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成26年11月27日から施行する。

附 則



この運用基準は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この運用基準は、この運用基準の施行の日以降に入札公告等を行う物品の購入等について適用し、同日前に入札公告等を行った物品の購入等については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、令和5年8月8日から施行する。